

農業経営基盤強化準備金制度のお知らせ

① **認定農業者**などで、**青色申告**をしている。

② 購入したい農用地や農業用機械・施設が、**農業経営改善計画**などに載っている。

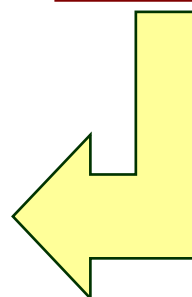
③ 対象となる**交付金や補助金**の交付を受けている。



北海道
農政事務所に
証明書を申請



証明書を
添付して
確定申告



農業経営基盤強化準備金制度は税制の特例措置です！

- ・ 農業者が、**水田・畑作経営所得安定対策**や**米政策改革推進対策**などの交付金や補助金を受領した場合、受領した金額は、確定申告の際「**収入金額**」に含めて計算し、**所得（法人）税の課税対象**となります。
- ・ しかし、**認定農業者**などの担い手が、作業の効率化や規模拡大などの経営発展を図るために、**農用地**や**農業用機械・施設**を購入しようとする場合、将来の購入費用に充てるため、受領した交付金や補助金を実際に**購入するまで貯めておく（積み立てる）**こととし、このことを確定申告の際、「**農業経営基盤強化準備金**」の**証明書を添付して申告**すると、積み立てた準備金の金額を、「**必要経費**」として扱い**課税所得を減額**することができます。
- ・ また、積み立てておいた準備金を5年以内に取り崩して、計画どおり、**農用地**や**農業用機械・施設**を購入した時も、**圧縮記帳**という、**税制の特例**が適用できます。このように、農業経営基盤強化準備金制度とは、認定農業者などの経営改善を支援する**税制の特例措置**です。

☆対象となる交付金や補助金は？

- ・ 以下の交付金や補助金の対象になります。
 - ①水田・畑作経営所得安定対策関係の交付金(固定払、成績払など)
 - ②米政策改革推進対策関係の交付金や補助金(産地づくり交付金など)
 - ③農地・水・環境保全向上対策の交付金

☆利用できる対象者は？

- ・ 認定農業者、特定農業法人、特定農業団体その他の集落営農組織(※)であって、青色申告で確定申告を行っている方が対象です。
(※集落営農組織では、法人課税の場合に限られます。)

☆対象となる農用地や農業用機械・施設は？

- ・ 農業経営改善計画などで、取得予定であることがあらかじめ記載されているものが対象です。
(※記載されていない場合は対象になりませんので、農業経営改善計画を変更して下さい。)

☆準備金を活用するための手続きは？

- ・ 「農業経営基盤強化準備金」制度を利用するためには、農林水産大臣の証明書を添付して確定申告をする必要があります。
- ・ 「農林水産大臣の証明書」は、北海道農政事務所で交付していますので、平成21年2月13日(金)頃までに、お近くの北海道農政事務所地域課に申請書を提出して下さい。

☆お問い合わせ下さい！

- ・ 自分の受領している交付金や補助金は対象になるのか？
- ・ 証明書の申請手続きはどうすれば良いのか？
→まずは、北海道農政事務所におたずね下さい。

* 証明書の申請用紙は、お近くの北海道農政事務所や農政事務所地域課に備え付けているほか、以下ホームページの「農業経営基盤強化準備金について」のコーナーからもダウンロードできます。申請書の記載方法などを解説したパンフレットも掲載予定ですので、ぜひご覧下さい。
<http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/keieiantei/>

北海道農政事務所お問い合わせ先

北海道農政事務所農政推進課 011-642-5462 (農政安心ダイヤル)	地域第六課 (帯広) TEL 0155-24-2401
地域第一課 (札幌) TEL 011-863-6031	地域第七課 (北見) TEL 0157-23-4171
地域第二課 (函館) TEL 0138-26-7800	地域第八課 (岩見沢) TEL 0126-22-3261
地域第三課 (小樽) TEL 0134-23-2535	地域第九課 (苫小牧) TEL 0144-32-5345
地域第四課 (旭川) TEL 0166-76-1279	地域第十課 (士別) TEL 0165-22-3143
地域第五課 (釧路) TEL 0154-23-4401	地域第十一課 (滝川) TEL 0125-22-1511